

MASON FINANCIAL 【N0273】
(Mason Financial Holdings Limited)

を保有されている投資家の皆様へ
—有償増資・無償増資＜日程変更（3回目）＞のお知らせ—

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、MASON FINANCIAL の権利割当による有償増資及び無償増資につきまして、現地保管機関より日程変更の通知がございましたのでご案内申し上げます。（太字下線部参照）

しかしながら、有償増資については、弊社を通じた権利行使（払込）により、新株式を取得頂く事は出来ません。割当てられる権利については市場売却の上、その売却代金を円貨にてお客様の口座にお支払いする予定です。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

【有償増資】

1. 現地権利落日 : **2017年1月4日**（前回通知：2016年12月30日）
2. 増資内容 : ・ 権利付残高 5 株につき 6 権利の割当
・ 1 権利につき MASON FINANCIAL 株式 1 株を有償で取得
・ 権利行使価格（払込価格）：0.13 香港ドル／新 1 株
3. 主な実施要件 : ・ **2016年12月30日**開催予定の株主総会における承認・可決
（前回通知：2016年12月28日）
・ 香港証券取引所による権利及び新株式の取引認可
・ Underwriting Agreement が **2017年2月2日**までに撤回されないこと
（前回通知：2017年1月26日）
4. 弊社取扱予定 : ・ 弊社を通じた権利行使（払込）により、新株式を取得頂く事は出来ません。
・ 割当てられる権利については市場売却の上、その売却代金を円貨にてお客様の口座にお支払いする予定です。ただし、市況等により権利を売却できない場合は、割当てられる権利は失権のお取り扱いとなります。

【無償増資】

1. 現地権利落日 : 2017年2月15日 (前回通知 : 2017年2月13日)
2. 現地新株分配開始日 : 2017年2月24日 (前回通知 : 2017年2月22日)
3. 新株割当比率 : 権利付残高 10 株につき新 1 株を無償で割当
4. 主な実施要件 : ・ 香港証券取引所による新株式の取引認可
・ 上記有償増資の実施
5. 課税関係 : 現地 : 源泉徴収課税なし
国内 : 源泉徴収課税なし

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社